

新型コロナウイルス関連情報（2月11日現在）

1 喫連邦保健省によれば、9日（火）15時から11日（木）15時までの間、新たにオーストリア国内で3,712名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び67名の死亡事例が発生（注）した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は426,858名（内死亡数：8,138名、治癒数：407,155名）となります。

（当館注：喫連邦保健省ホームページで技術的問題が発生したため、10日15時の定時発表はありませんでした。）

国内発生状況

（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：84,492名（+780）
- ・オーバーエスタライヒ州：82,237名（+501）
- ・ニーダーエスタライヒ州：66,193名（+829）
- ・シュタイアーマルク州：51,507名（+589）
- ・チロル州：45,767名（+296）
- ・ザルツブルク州：35,860名（+276）
- ・ケルンテン州：27,135名（+237）
- ・フォアアールベルク州：22,443名（+117）
- ・ブルゲンラント州：11,224名（+87）

（州：死亡数（前日比）、治癒数）

- ・ウィーン市（州）：1,585名（+19）、81,210名
- ・オーバーエスタライヒ州：1,486名（+5）、79,113名
- ・ニーダーエスタライヒ州：1,242名（+13）、62,706名
- ・シュタイアーマルク州：1,658名（+17）、47,346名
- ・チロル州：554名（+5）、44,608名
- ・ザルツブルク州：463名（+2）、33,535名

- ・ケルンテン州 : 656名 (+ 3)、25,365名
- ・フォアアールベルク州 : 265名 (+ 0)、22,351名
- ・ブルゲンラント州 : 229名 (+ 3)、10,921名

2 10日、チロル州における南ア由来変異株感染拡大を受けた追加的措置についての保健省令が公布されました。同措置の内容については以下のとおりです。

(1) 地理的適用範囲

本省令はチロル州に適用される。例外はリーエンツ政治行政区 (politischer Bezirk Lienz)、ユングホルツ村 (Gemeinde Jungholz)、リースタール溪谷 (Risstal im Gemeindegebiet von Vomp und Eben am Achensee)。

(2) 適用範囲外渡航時の要件

上記(1)に定める地域内に滞在した者は、その地域外に渡航する際には48時間以内に検体を採取した抗原検査またはPCR検査による陰性証明書を携行し、求められた際に提示しなければならない。

(3) 例外

上記(2)は以下の場合には適用されない。

- ア 満10歳までの子ども
- イ 身体、生命、財産への直接的危険の回避
- ウ 消防、救急関係者及び公安組織
- エ 貨物輸送
- オ チロル州内での途中の滞在がないトランジット又は通過 (通過の途上で真に不可欠な理由で滞在が生じた場合は除く)

(4) 例外の疎明

上記(3)に定める例外事由について、求められた際に疎明されなければならない。

(5) 検査結果

本省令に定める検査結果とは、権限ある機関によって実施された検査の枠組みで得られた証明書である。

(6) 発効、失効

本省令は、2月12日に発効し、2月21日の経過をもって失効する。

3 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・くしゃみをする際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

【参考】

■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○AGES Dashboard（各行政区毎の過去7日間の感染状況等）（独語・英語）

<https://covid19-dashboard.ages.at/>

○4色信号機システム特設サイト（独語）

<https://corona-ampel.gv.at/>

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html